タイトル	概要	・対象者条件	型・枠	中小企業向け補助。 補助対象条件	加金 (令和2年度三次補正予算・令和3 補助対象内容	3年度予算) 補助率) 詳細 2021/8/1現 補助金上限額	公募日程	備考
事業再構築補助金	新分野展開や業態転換等の取組を等の取組を可能がある。 強、事業・事業再編ではこれらの取出を 通じた規模の拡大等を目指す企業・要の新たな挑戦を支援。	①~③をすべて満たすこと ①2020年4月以降のうち、 任意の3カ月の合計売上高	通常枠	(中小企業、中堅企業とも対象)		円超分は: 1/2) 中堅企 業:1/2	100万円~8,000万円	万円 ()人] (万円 人上] ()万円 ()人] ()0万円 (人上) ()0万円 第1次、第2次公募 終了 第3次公募	
			緊急事態宣 言特別枠	売上高が対前年もしくは対前々年同月比で30%以上減少している、または、付加価値額が45%以上減少している。(中小企業、中堅企業とも対象)令和3年1月~3月:栃木、埼玉、東京、千葉、神奈川、岐阜、愛知、京都府、大阪府、兵庫、福岡。令和3年4月~6月:北海道、東京、愛知、京都府、大阪府、兵庫、岡山、広島、福岡、沖縄(~8月)。令和3年7月~8月:東京。飲食店の特短営業や不要不多の外出・終動の自粛等により影響を受けた事	建物費、機械装置・システム構築 費(リース料を含む)、技術導入 費、専門家経費、運搬費、クラウ ドサービス利用費、外注費、知的 財産権等関連経費、広告宣伝・販 売促進費、研修費 (卒業枠、グローバルV字回復枠 は、海外旅費も含む)) 事業期間: (通常枠)交付決定日~12 か月以内	業:3/4 中堅企 業:2/3	【従業員数5人以下】 100万円 ~ 500万円 【従業員数6~20人】 100万円 ~ 1,000万円 【従業員数21人以上】 100万円 ~ 1,500万円		申請項目:
		2020年10月以降の売上高 が5%以上減少しているこ とが条件) ②事業計画を認定支援機関 や金融機関と策定し、一体	中小企業 卒業枠 (400社限	事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。	、付決定日〜14か月以内(ただし、 採択発表日から16か月後の日ま で)		6,000万円~1億円	2021年10月下旬〜11月上旬頃 採択発表 第4次:10月頃、第5次:11月頃の予 定。	①現在の企業の事業、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性 ②事業再構築の具体的内容(提供する製品・サービス、導入する設
		③補助事業終了後3~5年 で付加価値額の年率平均 3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり 付加価値額の年率平均	最低賃金枠	①2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している、または、付加価値額が45%以上減少している。②2020年10月から2021年6月までの間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いる。(中小企業、中堅企業とも対象)	等)も参加した策定計画が必要。 金融機関が認定支援機関の場合 は、金融機関のみで可。 ※事前着 手承認(2021/2/15以降)あり(入札 /合見積が必要)。 ※JGrants(電子 申請システム)での申請受付	業:3/4 中堅企 業:2/3	【従業員数5人以下】 100万円 ~ 500万円 【従業員数6~20人】 100万円 ~ 1,000万円		④実施体制、スケジュール、資金調達計画、収益計画(付加価値増加を含む)
		合計	大規模負金 引上枠 (150社限 定)	多くの従業員を雇用しながら 継続的な賃金引	定。	中小企 業:2/3 (6千万 円超分は 1/2) 中堅企 業:1/2 (4千万 円超分は 1/3)	【従業員数101人以上】 8,000万円超~1億円		
			中堅企業 グローバル V字回復枠 (100社限 定)	①直前6カ月間のうち任意の3カ月の合計売上高がコロナ以前の同3カ月と比較して15%以上減少。②補助事業終了後3~5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成。③グローバル展開を果たす事業である。			8,000万円超~1億円		
			一般型[通 常枠]		機械装置・システム構築費、技術 導入費、専門家経費、運搬費、ク ラウドサービス利用費、原材料 費、外注費、知的財産権等関連経 の	中小企業 1/2 小規模 2/3	100万円~1,000万円	7次公募 申請受付:令和3年6月3日 (木)17時~8月17日(火)→採択発 表:9月末 →実施期間:採択~10ヶ 月 ※単価50万円(税抜き)以上の設 備投資が必要	電子申請。そのため、申請にあたっては、事前にGビズIDブライムアカウントの取得が必要。 【記載事項】その1:補助事業の具体的取組内容 ① 本事業の目的・手段について、今までの自社での取組みの経緯・内容をはしめ、今回の補助事業で機械装置等を取得しなければならない必要性を示してください。また、課題を解決するため、不可欠な工程ごとの開発内容、材料や機械装置等を明確にしながら、具体的な目標及びその具体的な達成手段を記載。事業期間内に投資する機械装置等の型番、取得時期や技術の導入時期についての詳細なスケジュールの記載が必要。② 応募申請する事業分野(「試作品開発・生産プロセス改善」又は「サービス開発・新提供方式導入」)に応じて、事業計画と「中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針」又は「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」との関連性を説明。 ③ 本事業を行うことによって、どのように他者と差別化し競争力強化が実現するかについて、その方法や仕組み、実施体制など、具体的に説明。その2:将来の展望(事業化に向けて想定している市場及び期待される効果) ① 本事業の成果が寄与すると想定している具体的なユーザー、マーケット及び市場規模等について、その成果の価格的・性能的な優位性・収益性や現在の市場規模を踏まえて記載。 ② 本事業の成果の事業化見込みについて、目標となる時期・売上規模・量産化時の製品等の価格等について簡潔に記載。
ものづくり	新的サービス開発・ 試作品開発・生産プ	業計画の策定及び実行 ①付加価値額 +3%以上/ 年 ②給与支給総額+1.5%	一般型[低 感染リスク 型ビジネス 枠]	感染対策と経済活動の両立に資する設備導入するなどの事業を支援 ①物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発、②物理的な対人接触を減じる製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善、③ウィズコロナ、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に係る設備・システム投資、のいずれかに合致する設備投資	機械装置・システム構築費、技術 導入費、専門家経費、運搬費、ク ラウドサービス利用費、原材料 費、外注費、知的財産権等関連経 費、広告宣伝費、販売促進費				
補助金	ロセスの改善を行う ための設備投資等を 支援		展開型[通	①類型:海外直接投資、②類型:海外市場開 拓、③類型:インパウンド市場開拓、④類型: 海外事業者との共同事業、のいずれかの類型の 条件に合致すること	導入費、専門家経費、連搬費、ク ラウドサービス利用費 原材料	中小企業 1/2 小規模 2/3	1,000万円~3,000万円		
	中小企業生産性革命 推進事業として、地 道な販路開拓等(生 産性向上)のための 取組、あるいは、販 路開拓等の取組とあ わせて行う業務効率 化(生産性向上)の ための取組	小規模事業者	一般型		機械装置等費、広報費、展示会等 出展費、旅費、開発費、資料購入 費、雑役務費、借料、専門家謝 金、専門家旅費、設備処分費、委 託費、外注費	2/3	受けた事業者:100万円、 開業日/設立日2020年1	第5回:令和3年6月4日(金)[美施:~ R4年3月]、第6回:令和3年10月1日 (金)[実施:~R4年7月]、第7回:令和 4年2日4日(全)[実施:~B4年11日]	受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて、 補助事業実施した(ている)者は応募不可。 事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均増加」、「事業場 内最低賃金を地域別最低賃金より増加」を計画していること、 補助金電子申請システム(名称: Jグランツ)での応募は加点。
者持続化補 助金			低感染リス ク型ビジネ	ボストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産性プロセスの導入等に取り組み、感染拡大防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行う事業	に限る) ④開発費 ⑤資料購入費	3/4	100万円。加えて、感染 防止対策費は補助対象経 費のうち1/4または1/2を 上限に支援。	(水)第2回受付締切:2021年7月7日(水)第3回受付締切: 2021年9月8日(水)第4回受付締切:2021年1月10日(水)第5回受付締切:2022年1月12日(水)第6回受付締切:2022年3	感染防止対策費については、補助金総額の1/4(最大25万円)を 上限に補助対象経費に計上することが可能です(緊急事態宣言の再発 令による特別措置を適用する事業者は政策加点の他、補助金額総額の 1/2(最大50万円)に上限を引上げ)。※ 緊急事態宣言再発令 による特別措置の適用対象者:緊急事態宣言の再発令によって202 1年1月~3月のいずれかの月の売上高が、対前年または前々年の同 月比で30%以上減少している事業者 補助金電子申請システム(名称:Jグランツ)での申請のみ。

	中小企業向け補助金 (令和2年度三次補正予算・令和3年度予算)詳細 2021/8/1現在								
タイトル	概要	・対象者条件	型・枠	補助対象条件	補助対象内容	補助率	補助金上限額	公募日程	備考 ①未扮ノロビス・[共進ノロビス]P-01 假合別心、P-02 次裁・頂惟頂
			通常枠 【A 類型】	P-01~P-06のうち1種類以上の業務プロセス を保有するソフトウェア かつ、労働生産性の向上に資するITツールであ ること		1/2 30万円~150万円未満 (賃上げ目標:加点項目)		務・資金回収管理、P-03 調達・供給・在庫・物流、P-04 会計・財務・経営、P-05 総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス、[業種特化型プロセス]P-06 業務固有プロセス、②汎用プロセス P.07 汎用・自動化・分析ツール	
	中小企業・小規模事 業者等が今後複数年 にわたり相次いで直 面する制度変更(働 き方改革、被用者保		類型】	P-01〜P-07のうち4種類以上のプロセスを保 すするソフトウェア かつ、労働生産性の向上に資するITツールであ ること	ソフトウエア購入費用、導入する ソフトウェア(に関連するオプショ ン・役務の費用	1/2	150万円~450万円以下 (賃上げ目標:必須項目)	(し 示 バ IT導入支援事業者の登録申請 2021年3月25日(木)~2021年6 用	代表的な補助対象外経費は以下のとおり。 (ア) 1つの業務プロセスの中で幅広く業務をカバーするものではなく、入力したデータを単純計算にて帳票やグラフ・表等に印刷する、または画面等に表示する等、単一の処理を行う機能しか有しないもの。(例:会計業務全般カバーする機能を有するものではなく、請求書作成機能のみのソフトウエアなど) イフョでに購入済のソフトウエアに対する追加購入分のライセンス費用。(ウ)ホームページと同様の仕組みのもの(情報の入力、保存、検索、表示等の簡易的な機能しかないもの。)ただし、分析機能や指示機能、演算処
IT導入補助金	険の適用拡大、賃上 げ、インボイスの導 入等)に対応するた は、生産性の向上に 資するITツール(ソ	中小企業・小規模事業者	低感染リス ク型ビジネ ス枠【C-1 類型】	P-01~P-07のうち2種類以上のプロセスを保有するソフトウェアかつ、労働生産性の向上に資するITツールであり、複数のプロセス間で情報連携し、複数プロセスの非対面化や業務の更なる効率化を可能とするITツールであること 「非対面化ツール」: 事業所以外の遠隔地か			30万円~300万円未満 (賃上げ目標:加点項目) ITツールの登録申請 フログ作成システム等のCM Sで制作した簡易アプリケー: 市場に販売されていないもの。特定の顧害向けに限定されるいないもの。特定の顧害向けに限定されるが完成されておらず、スクラッチ開発が伴うソフトウェウトに開発したコード (開発実績)を他の顧客に再利用し合わせ追加開発を行う様な追加スクラッチ開発を伴うものスタマイズが必要となるもの。 (ク) ハードウェア製品		理、制御などのプログラムは対象となる。 (工) ホームページ制作ツールや プログ作成システム等のCM Sで制作した簡易アプリケーション。 (オ) 一般 市場に販売されていないもの。特定の顧書向けに限定されたもの。 (力) 製
	フトウェア、サービス等)を導入するための事業費等の経費を一部補助等することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性の向上を図		低感染リスク型ビジネ		ソフトウエア購入費用、導入する ソフトウェアの利用に必要不可欠 なハードウェアのレンタル費用と 関連するオプション・役務の費用		300万円~450万円以下 (賃上げ目標:必須項目)	交付申請 1次、2次は締切済み。 3次締切分 ~9月30日(火)→交付 決定10月29日(金)予定 (特定のハード機器を動作させることに特化した専 ム。例:タッチベンに組み込まれたシステム、印刷機に搭載された ム)(コ)恒常的に利用されないもの。(緊急時等の一時的利用 産性向上への貫献度が限定的のもの)(サ)広告宣伝授 広告宣伝授 大会員登録しWE B上で 供を受ける仕組みのもので業務機能を有さないもの。(ス)EC(セ)ホームページ制作、WEBアプり制作、スマートフォンアプリンド・AR用コンテンツ制作、デジタルサイネージ用コンテンツ制作 ツ配信管理システム。(ソ)業務の効率化を図るものではなく、が販売する商品やサービスに付加価値を加えることが目的のもの。助事業者の顧害が実質負担する費用がソフトウエア代金に含まれる 上原価に相当すると事務局が判断するもの。)(チ)料金体系が 式のもの。(ツ)対外的に無料で提供されているもの。(テ)(ト)交通費、宿泊費。(ナ)補助金申請、報告に係る申請代行	スタマイズが必要となるもの。 (ク) ハードウェア製品。 (ケ) 組込み系 ソフトウェア。 (特定のハード機器を動作させることに特化した専用システ ム。例: タッチペンに組み込まれたシステム、印刷機に搭載された制御システ ム) (コ) 恒常的に利用されないもの。 (緊急時等の一時的利用が目的で生 産性向上への貫献度が限定的のもの) (サ) 広告宣伝費、広告宣伝に類する もの。 (シ) 単なる情報提供サービスや、会員登録しWE B上でサービスの提 供を受ける仕組みのもので業務機能を有さないもの。 (ス) ECサイト制作。
	వ .		低感染リス	ら業務を行うテレワーク環境の整備をはじめ、 対人接触の機会を低減するよう非対面文は遠隔 でのサービス提供が可能なビジネスモデルへの 転換(業務形態の非対面化)に賀する、労働生			30万円〜150万円以下 (賃上げ目標:加点項目)		VR・AR用コンテンツ制作、デジタルサイネージ用コンテンツ制作、コンテンツ配信管理システム。 (ソ) 業務の効率化を図るものではなく、補助事業者が販売する商品やサービスに付加価値を加えることが目的のもの。 (タ) 補助事業者の顧害が実質負担する費用がソフトウエア代金に含まれるもの。 (売上原価に相当すると事務局が判断するもの。) (チ)料金体系が従墨課金方式のもの。 (ツ)対外的に無料で提供されているもの。 (テ)リース料金(ト)交通費、宿泊費。 (ナ)補助金申請、報告に係る申請代行費。 (二)公租公課(消費税)。 (ヌ)その他、本事業の目的・趣旨から適切で
		省エネルギー性能の高い機 器及び設備並びに電カピー ク対策に資する機器及び設 備の導入を計画する全業種	先進事業	「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」等にて検討された先進的な省エネ設備等に 係る評価軸・評価項目等に適合する設備等を事 前登録し、当該設備等の導入を重点的に支援	設備導入に係る設計費・設備費・	2/3 大企業	補助金限度額 下限100 万円/年度~上限15億円/ 年度		登録リストに登録された先進設備・システムを導入し、かつ、1. 省エネルギー率:30%以上、2. 省エネルギー量:1,000kl以上、3. エネルギー消費原単位改善率:15%以上のいずれかを補助事業者のレベルで実現する内容が対象。
先進的省 ネルギー 資促進支 事業費補 金(省エコ	は に資する機器及び設備の導入に要する経費を補助することにより、各部門の省工		- L	備・システム等の複合的な更新により「エネル	設備道入に係る設計費・設備費・	1/2 大企業	補助金限度額 下限100 万円/年度~上限15億円/ 年度		登録リストに登録された先進設備・システムを導入し、かつ、1. 省エネルギー率:10%以上、2. 省エネルギー量:700kl以上、3. エネルギー消費原単位改善率:7%以上のいずれかを補助事業者のレベルで実現する内容が対象。
補助金)	・ ネルギーを推進し、 安定的かつ適切なエ ネルギーの需給構造 の構築を図る			従来設備と比較して優れた省工ネ性能を有する 設備への更新を支援。	設備導入に係る設備費	一合わせて	補助金限度額 下限30万	E E	[ユーティリティ設備] ①高効率空調、②産業ヒートポンプ、③業務用 給湯器、④高性能ポイラ、⑤変圧器、⑥高効率コージェネレーショ ン、⑦低炭素工業炉、⑧冷凍冷蔵設備、⑨産業用モータ等 [生産設備] ①プラスチック加工機械(射出成形機)、②工作機械 (レーザー加工機等)、③プレス機、④印刷機械等(※必要となる 付帯・関連設備を含む)
			エネマネ事 業		設備導入に係る設計費・設備費・	1/2	補助金限度額 下限100 万円/年度~上限1億円/年 度		エネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、原油換 算量ベースで省エネルギー率%以上を達成する事業が対象。

タイトル	概要	・対象者条件	型・枠	中小企業向け補助 補助対象条件	金 (令和2年度三次補正予算・令和 補助対象内容	3年度予算補助率) 詳細 2021/8/13 補助金上限額	現在 公募日程	備考
事業業を連まる。	M&A時の専門家活 用を支援	経営資源の譲渡しを検討し ている方/着手している方	専門家活用 型(売り手 支援型)	地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する 事業等を行っており、事業再編・事業統合等に より、これらが第三者により継続されることが 見込まれる(又は継続された)こと。 売り手支援型、買い手支援型をあわせて、採択 件数640件程度を想定。	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料(事業等の廃業を行う場合は下記を追加:廃業登記費、 在庫処分費、解体費、原状回復 費)	2/3	400万円(+廃業費用200 万円)	1次募集:終了済み 2次募集:2021年7月13日(火)~8 月13日(金)18:00 事業実施期間 交付決定日~2021年1月3日(金)まで 事業完了報告期間 交付決定日~2022年1月中旬(予定)まで 交付手続き 2022年3月下旬(予定) 補助対象事業となる事業承継は、2017年4月1日から補助事業期間終了日または、2021年12月31日のいずれか早い日までに、中小企業者等間における事業を引き継がせる者と事業を引き継ぐ者の間でM&A等を含む事業の引き継ぎを行った又は行うこと	
		経営資源の譲受けを検討し ている方/着手している方	専門家活用 型(買い手 支援型)	① 事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎ後に、シナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること。② 事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎ後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等を行うことが見込まれること。 売り手支援型、買い手支援型をあわせて、採択件数640件程度を想定。		2/3	400万円		
	事業承継・引継ぎ後の新たな取組の支援	他社の経営資源を引き継い で創業した方	創業支援型	① 創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること。② 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者など、一定の実績や知識などを有している者であること。 採択件数60件程度を想定。	人件費、店舗等借入費、会場借料 費、設備費、原材料費、産業財産 権等関連経費、謝金、旅費、外注 費、委託費、マーケティング調査 費、広報費(事業等の廃業を行う 場合は下記を追加:廃業登記費、在 庫処分費、解体費、原状回復費、 移転・移設費用)	2/3	400万円(+廃業費用200 万円)		
		親族内承継等で経営者交代 をされた方	経営者交代型	① 事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること。② 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者など、一定の実績や知識などを有している者であること。③ 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等を行う者であること。 採択件数160件を想定。	人件費、店舗等借入費、会場借料 費、設備費、原材料費、産業財産 権等関連経費、謝金、旅費、外注 費、委託費、マーケティング調査 費、広報費(事業等の廃業を行う 場合は下記を追加:廃業登記費、在 庫処分費、解体費、原状回復費)	2/3	400万円(+廃業費用200 万円)		補助対象者となる承継者の代表者は、次のいずれかを満たすこと。 (1) 経営経験を有している(事業)者 ・対象会社の役員として3年以上の経験を有する者 ・他の会社の役員として3年以上の経験を有する者 ・他の会社の役員として3年以上の経験を有する者 ・と記について、2021年12月31日までに上記基準の年数を超えること。 (2) 同業種での実務経験等を有している(事業)者 ・対象会社・個人事業に継続して6年以上雇用され業務に従事した経験を有する者 ・対象会社・個人事業と同じ業種において通算して6年以上業務に従事した経験を有する者 ・メ島について、2021年12月31日までに上記基準の年数を超えること。 (3) 創業・承継に関する下記の研修等を受講した(事業)者 ・産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業を受けた者 ・地域創業促進支援事業(平成29年度以降は潜在的創業者据り起こし事業)を受けた者 ・中小企業大学校の実施する経営者・後継者向けの研修等を履修した者 ・補助事業期間内に受講する場合を含む。
		M&Aにより経営資源を引き 継いだ方	M&A型	① 事業再編・事業統合等を契機として、経営 革新等に取り組む者であること。② 産業競争 力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創 業支援事業者により特定創業支援事業を受ける 者など、一定の実績や知識などを有している者 であること。③ 地域の雇用をはじめ、地域経 済全般を牽引する事業等を行う者であること。 採択件数80件を想定。	費、設備費、原材料費、産業財産 権等関連経費、謝金、旅費、外注 費、委託費、マーケティング調査 費、広報費(事業等の廃業を行う	2/3	800万円(+廃業費用200 万円)		
【岐阜県】 アフターコ ロナ・チャ レンジ事業 者応援補助 金	小規模事業者のアフ ターコロナに向けた	岐阜県内に主たる事務所を 有する小規模事業者で、事 業転換など、アフターコロ ナに向けて意欲的に取り 組む事業者		アフターコロナに向けて、商工会・商工会議所と連携して、事業転換や業態転換、新分野・新事業への展開などに意欲的に取り組む事業 例:①飲食業における、店舗販売からテイクアウト販売へのシフト、②小売業における、店舗販売からEC販売へのシフト、③教育業における、オンライン授業実施への設備整備、④観光業における、国内誘客強化に向けたHP等のリニューアル、⑤非対面・遠隔によるオンライン営業実施への設備整備、⑥部品調達困難による部品製造の内製化	料、③ 展示会等出展費、④ 旅費、 ④ - 2 旅費 (専門家旅費)、⑤ 専門 家謝金、⑥ 委託費、⑤ - 2 委託費 (広報費)、⑦ 改装費、⑧ 試作用原 材料費、⑨ その他経費 [業種分類で、大分類又は中分類が変 わらない場合]①機械装置等費、②広 報費、③展示会等出展費、④旅費、	2/3	150万円	終了済み	[業種分類で、大分類又は中分類が変わる場合→アフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金) < 新たなチャレンジ→岐阜県産業経済振興センターに提出] [業種分類で、大分類又は中分類が変わらない場合→アフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)<サービス産業・製造業その他産業>→岐阜県商工会連合会に提出]
小規模事業 者経営革新 支援事業費	発及び販路開拓に要 する経費の一部を助	愛知県知事から「経営革新 計画」の承認を受けた小規 模事業者		中小企業等経営強化法に基づき県から承認を受けた経営革新計画に従って、当該年度に実施される事業。 <補助対象となり得る事例> 1. 新たな商品の開発及び試作品の製造 2. 新たな販売促進用PR(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告) 3. 商談会・見本市への出展 4. 新商品パッケージ(包装)デザイン 5. 自社サイト内でのネット販売システムの構築など		2/3	100万円	終了済み	1.新商品・新役務の開発又は生産・提供 (1)試作・開発費 [機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損費、試作費、試験・分析費、委託費、外注加工費等] (2)事業費 [借損費、展示会出展費、資料作成・購入費、通信連搬費、調査研究費、広告宣伝費、委託費等] 2.新たな販売方式の導入 (1)事業費 [借損費、展示会出展費、資料作成・購入費、通信連搬費、調査研究費、広告宣伝費、委託費等] 3.新たな生産方式の導入(役務の新たな提供の方式の導入を含む) (1)試作・開発費 [機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損費、試作費、委託費等] (2)事業費 [借損費、展示会出展費、資料作成・購入費、通信連搬費、調査研究費、広告宣伝費、委託費等]
【三重県】 三重県新型 コロナ克服		三重県内に王たる事務所又 は事業所を有する中小企業 等で、新型コロナウイルス 感染症の影響を受けたもの		生産性向上や業態転換に向けて実施する次に掲げる事業 (採択後、三重県版経営向上計画の認定を受けていただきます。) (1) 生産性向上のためのデジタルトランスフォーメーション (DX) の導入 (2) 省力化・作業効率化・生産能力の増強等により生産性向上を推進する取組 (3) 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築 (4) 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ (5) 新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化 (6) 新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための取組 (7) サブライチェーンの強靱化のための部素材の内製 化、製造工程の再構築 (8) その他、中小企業等が実施する生産性向上や業態転 換の意欲的な経営向上の取組で、知事が適当と認めるもの	広報費、展示会等出展費、開発 費、借料、機械装置等費、外注費 ※特別枠は3~5月の売上合計が 前年又は前々年との比較で30% 以上減少している事業者が対象	通常枠: 1/2 特別枠: 4/5	50万円(下限)から200万円(上限)	終了済み	